**大阪府子ども・若者支援地域協議会を設置しました**

子ども・若者育成支援推進法（平成21 年法律第71 号（以下「法」という。））第

19 条第1 項の規定により、大阪府子ども・若者支援地域協議会（以下「協議会」と

いう。）を平成27 年6月30 日に設置したので次のとおり公示します。

１ 協議会の名称

大阪府子ども・若者支援地域協議会

２ 協議会に係る法第21 条第1 項に規定する子ども・若者支援調整機関の名称

大阪府政策企画部青少年・地域安全室　青少年課

３ 協議会を構成する法第19 条第1 項に規定する関係機関の名称

政策企画部　青少年・地域安全室　青少年課

府民文化部　私学・大学課

府民文化部　人権局　人権擁護課

福祉部　地域福祉推進室　地域福祉課

福祉部　地域福祉推進室　社会援護課

福祉部　障がい福祉室　地域生活支援課

福祉部　子ども室　子育て支援課

福祉部　子ども室　家庭支援課

健康医療部　保健医療室　地域保健課

健康医療部　保健所

健康医療部　こころの健康総合センター

商工労働部　雇用推進室　就業促進課

教育委員会　教育振興室　高等学校課

教育委員会　市町村教育室　小中学校課

教育委員会　市町村教育室　地域教育振興課

* 健康医療部　保健所は、大阪府保健所のうち一の保健所とする。

４ 関係機関の区分

　 すべて、「国及び地方公共団体の機関」